

現 行	改 正	備 考
<p data-bbox="314 667 1092 835">空港土木施設設計要領 (施設設計編)</p> <p data-bbox="439 1451 973 1577">平成31年4月 (令和5年4月一部改正)</p> <p data-bbox="409 1755 1003 1818">国土交通省航空局</p>	<p data-bbox="1448 667 2226 835">空港土木施設設計要領 (施設設計編)</p> <p data-bbox="1567 1451 2101 1577">平成31年4月 (令和6年4月一部改正)</p> <p data-bbox="1537 1755 2131 1818">国土交通省航空局</p>	<p data-bbox="2412 1482 2576 1507">改正日を更新</p>

現 行	改 正	備 考
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>空港土木施設設計要領（施設設計編）</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>付録</p> <p>付録-1 空港の制限表面</p> <p>付録-2 航空機の一般的な諸元</p> <p>付録-3 滑走路ターニングパッドの形状及び標識の例</p> <p>付録-4 標準的なフィレットの形状及び誘導路の幅の例</p> <p>付録-5 アースリングの構造及び標識の例</p> <p>付録-6 停止位置案内標識及び情報標識の例</p> <p>付録-7 確率降雨年数に対するタルボット式における係数</p> <p>付録-8 空港における降雨量変化倍率の作成についての留意点</p> <p>付録-9 排水施設設計に係る確率降雨強度の設定例</p> <p>付録-10 滑走路端安全区域（RESA）対策に関する指針</p> <p>付録-11 エプロン安全線の規格及び設計例</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>空港土木施設設計要領（施設設計編）</p> <p>第1章 省略</p> <p>第2章 省略</p> <p>第3章 省略</p> <p>第4章 省略</p> <p>付録</p> <p>付録-1 空港の制限表面</p> <p>付録-2 航空機の一般的な諸元</p> <p>付録-3 滑走路ターニングパッドの形状及び標識の例</p> <p>付録-4 標準的なフィレットの形状及び誘導路の幅の例</p> <p>付録-5 アースリングの構造及び標識の例</p> <p>付録-6 停止位置案内標識及び情報標識の例</p> <p>付録-7 確率降雨年数に対するタルボット式における係数</p> <p>付録-8 空港における降雨量変化倍率の作成についての留意点</p> <p>付録-9 排水施設設計に係る確率降雨強度の設定例</p> <p>付録-10 滑走路端安全区域（RESA）対策に関する指針</p> <p>付録-11 エプロン安全線の規格及び設計例</p>	<p>付録-6：内容更新</p>

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

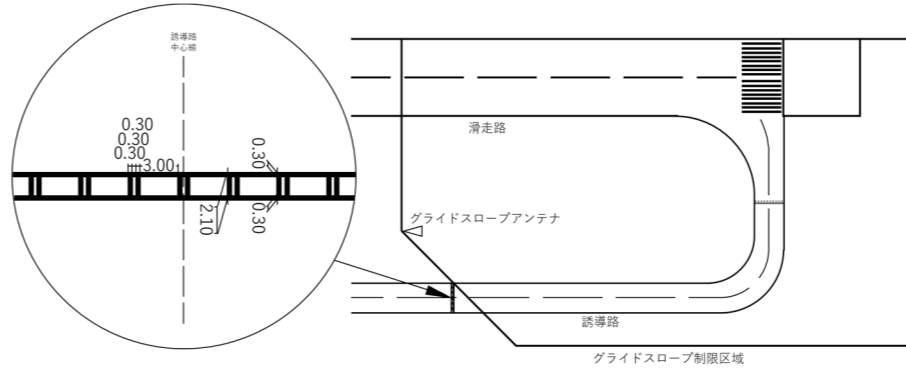
<p><b>第3章 空港の施設</b> 3.14.5 誘導路標識 【基準】 (省令79条関連)</p> <p>(1) 誘導路標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>飛行場標識 施設の種類</th> <th>標示すべき事項</th> <th>設置を要する空港</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導路中心線 標識</td> <td>誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上</td> </tr> <tr> <td>停止位置標識</td> <td>航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所</td> </tr> <tr> <td>停止位置案内 標識</td> <td>誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項</td> <td>全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）</td> <td>誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識の待機側であって、 各標識から1m以上離 れた場所</td> </tr> <tr> <td>誘導路縁標識</td> <td>誘導路の境界線</td> <td>全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）</td> <td>誘導路の縁</td> </tr> <tr> <td>情報標識</td> <td>行先や方向又は分 岐点や位置</td> <td>全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）</td> <td>複雑な誘導路交差部</td> </tr> <tr> <td>中間待機位置 標識</td> <td>停止位置標識以外 の位置で航空機が 一時停止すべき位 置</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 1～2 省略</p>	飛行場標識 施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所	誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上	停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所	停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識の待機側であって、 各標識から1m以上離 れた場所	誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁	情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部	中間待機位置 標識	停止位置標識以外 の位置で航空機が 一時停止すべき位 置	全ての空港	誘導路上	<p><b>第3章 空港の施設</b> 3.14.5 誘導路標識 【基準】 (省令79条関連)</p> <p>(1) 誘導路標識の標示すべき事項、設置を要する空港及び設置場所は、以下によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>飛行場標識 施設の種類</th> <th>標示すべき事項</th> <th>設置を要する空港</th> <th>設置場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誘導路中心線 標識</td> <td>誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上</td> </tr> <tr> <td>停止位置標識</td> <td>航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所</td> </tr> <tr> <td>グライドパス 停止位置標識</td> <td>航空機がグライド スロープの電波に 影響を与える範囲 に進入する前に一 時停止すべき位置</td> <td>全ての空港（誘導路が グライドスロープの 電波に影響を与える 範囲に設置されてい るものに限る。）</td> <td>誘導路上</td> </tr> <tr> <td>停止位置案内 標識</td> <td>誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項</td> <td>全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）</td> <td>誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識及びグライドパス 停止位置標識の待機 側であって、各標識か ら1m以上離れた場所</td> </tr> <tr> <td>誘導路縁標識</td> <td>誘導路の境界線</td> <td>全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）</td> <td>誘導路の縁</td> </tr> <tr> <td>情報標識</td> <td>行先や方向又は分 岐点や位置</td> <td>全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）</td> <td>複雑な誘導路交差部</td> </tr> <tr> <td>中間待機位置 標識</td> <td>停止位置標識及び グライドパス停止 位置標識以外の位 置で航空機が一時 停止すべき位置</td> <td>全ての空港</td> <td>誘導路上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)～(4) 1～2 省略</p>	飛行場標識 施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所	誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上	停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所	グライドパス 停止位置標識	航空機がグライド スロープの電波に 影響を与える範囲 に進入する前に一 時停止すべき位置	全ての空港（誘導路が グライドスロープの 電波に影響を与える 範囲に設置されてい るものに限る。）	誘導路上	停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識及びグライドパス 停止位置標識の待機 側であって、各標識か ら1m以上離れた場所	誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁	情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部	中間待機位置 標識	停止位置標識及び グライドパス停止 位置標識以外の位 置で航空機が一時 停止すべき位置	全ての空港	誘導路上	<p>グライドパス停止位置標識を追加</p> <p>グライドパス停止位置標識を追加</p>
飛行場標識 施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所																																																											
誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上																																																											
停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所																																																											
停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識の待機側であって、 各標識から1m以上離 れた場所																																																											
誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁																																																											
情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部																																																											
中間待機位置 標識	停止位置標識以外 の位置で航空機が 一時停止すべき位 置	全ての空港	誘導路上																																																											
飛行場標識 施設の種類	標示すべき事項	設置を要する空港	設置場所																																																											
誘導路中心線 標識	誘導路の縦方向の 中心線及び滑走路 への出入経路	全ての空港	誘導路の縦方向の中 心線上及び滑走路へ の出入経路上																																																											
停止位置標識	航空機が滑走路に 入る前に一時停止 すべき位置	全ての空港	誘導路上の滑走路の 縦方向の中心線から 30m以上離れた場所																																																											
グライドパス 停止位置標識	航空機がグライド スロープの電波に 影響を与える範囲 に進入する前に一 時停止すべき位置	全ての空港（誘導路が グライドスロープの 電波に影響を与える 範囲に設置されてい るものに限る。）	誘導路上																																																											
停止位置案内 標識	誘導案内灯（地上 走行中の航空機に 一時停止すべき位 置を示すものに限 る。以下この項に おいて同じ。）が標 示する事項	全ての空港（誘導案内 灯の設置を要しない 場合を除き、誘導案内 灯が設置できない場 合又は誘導路の幅が 60mを超える場合に 限る。）	誘導路中心線標識の 両側かつ停止位置標 識及びグライドパス 停止位置標識の待機 側であって、各標識か ら1m以上離れた場所																																																											
誘導路縁標識	誘導路の境界線	全ての空港（誘導路の 境界が明確でない場 合に限る。）	誘導路の縁																																																											
情報標識	行先や方向又は分 岐点や位置	全ての空港（誘導路交 差部が複雑な場合に 限る。）	複雑な誘導路交差部																																																											
中間待機位置 標識	停止位置標識及び グライドパス停止 位置標識以外の位 置で航空機が一時 停止すべき位置	全ての空港	誘導路上																																																											

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

<p>3 停止位置案内標識</p> <p>4 誘導路縁標識</p> <p>5 情報標識</p> <p>6 中間待機位置標識</p> <p>備考</p> <p>一 停止位置標識以外の位置で管制官の指示又は航空情報（AIP）の公示により航空機が停止する必要がある場合に、中間待機位置標識を設置することができる。</p> <p>二～三 省略</p>
---

【解説】  
(1)～(3) 省略

(4)停止位置標識又誘導路中心線標識及び誘導路縁標識の関係を図-3.14.10に示す。

<p>3 <b>グライドパス停止位置標識</b></p> <p>一 <b>グライドスロープ制限区域に位置する誘導路上に設置する場合</b></p>  <p>備考</p> <p>一 色彩は、黄色とすること。</p> <p>4 停止位置案内標識</p> <p>5 誘導路縁標識</p> <p>6 情報標識</p> <p>7 中間待機位置標識</p> <p>備考</p> <p>一 停止位置標識<b>及びグライドパス停止位置標識</b>以外の位置で管制官の指示又は航空情報（AIP）の公示により航空機が停止する必要がある場合に、中間待機位置標識を設置することができる。</p> <p>二～三 省略</p>
--

【解説】  
(1)～(3) 省略

(4)停止位置標識**又はグライドパス停止位置標識**と誘導路中心線標識及び誘導路縁標識の関係を図-3.14.10に示す。

<p>グライドパス停止位置標識を追加</p> <p>グライドパス停止位置標識を追加</p> <p>グライドパス停止位置標識を追加</p>
--

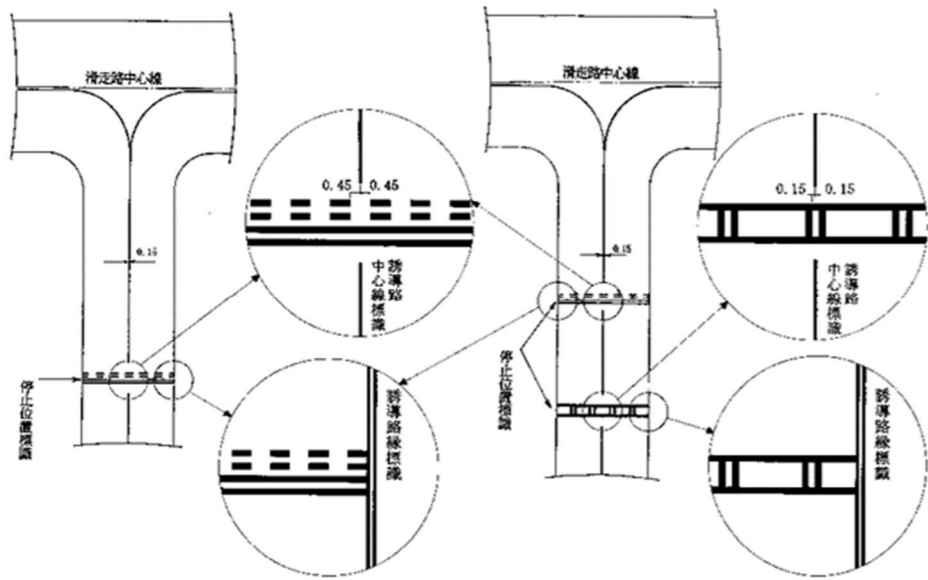
現 行

改 正

備 考

(a) 滑走路に接続する各誘導路上に  
一基のみ設置する場合

(b) 滑走路に接続する各誘導路上に  
二基設置する場合



Y

図-3.4.10 停止位置標識と誘導路中心線及び誘導路縁標識の関係

【要領】省略

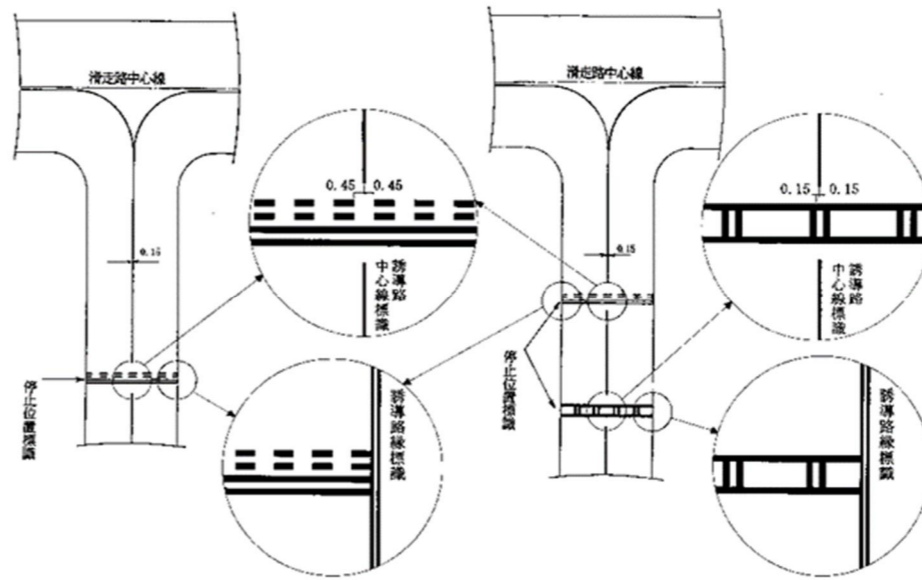
(5) 停止位置案内標識は、誘導案内灯が設置されている場合においても、その補助として有効であるため、設置することが望ましい。

【要領】省略

(6) 停止位置案内標識の例を図-3.14.11に示す。

(a) 滑走路に接続する各誘導路上に**停止位置標識**を一基のみ設置する場合

(b) 滑走路に接続する各誘導路上に**停止位置標識**を二基設置する場合



(c) 誘導路上に**グライドパス停止位置標識**を設置する場合

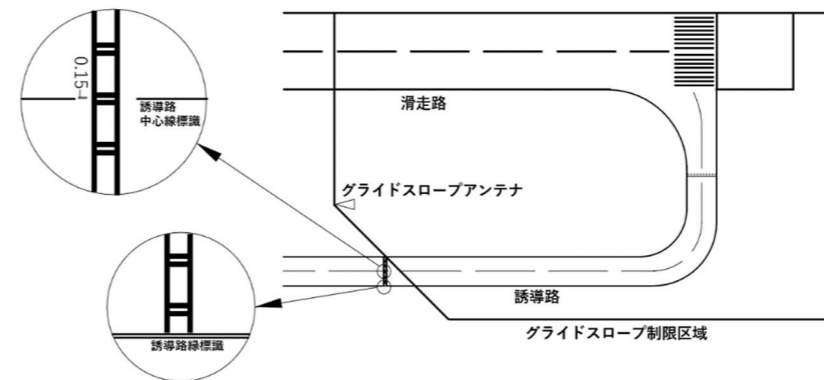


図-3.4.10 停止位置標識**又はグライドパス停止位置標識**と誘導路中心線及び誘導路縁標識の関係

【要領】省略

(5) **グライドパス停止位置標識**の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

(6) 停止位置案内標識は、誘導案内灯が設置されている場合においても、その補助として有効であるため、設置することが望ましい。

(7) 停止位置案内標識の例を図-3.14.11に示す。

停止位置標識を追加

グライドパス停止位置標識を追加

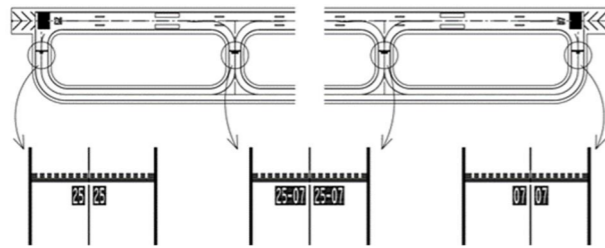
グライドパス停止位置標識を追加

現 行

改 正

備 考

(a) 滑走路に接続する各誘導路上に1基のみ設置する場合



(b) 滑走路に接続する各誘導路上に2基設置する場合

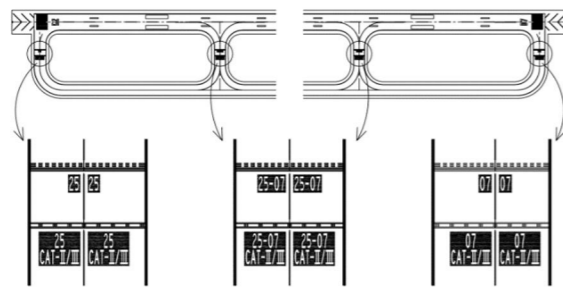
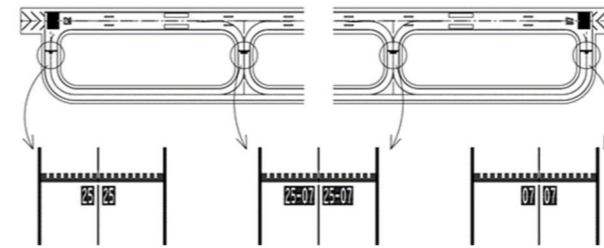
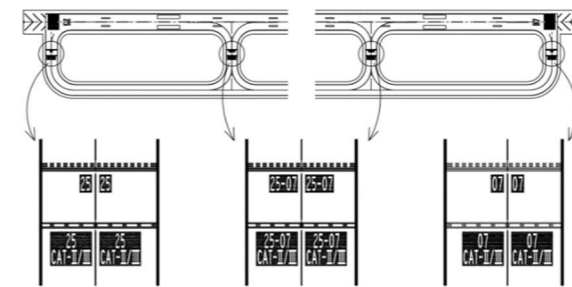


図-3.12.9 停止位置案内標識の例

(a) 滑走路に接続する各誘導路上に**停止位置標識**を1基のみ設置する場合



(b) 滑走路に接続する各誘導路上に**停止位置標識**を2基設置する場合



(c) 誘導路上に**グライドパス停止位置標識**を設置する場合

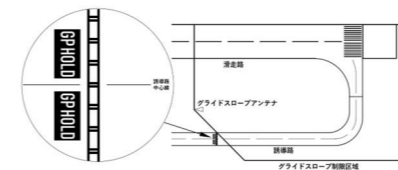


図-3.14.11 停止位置案内標識の例

(7) 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識との関係を図-3.14.12に示す。

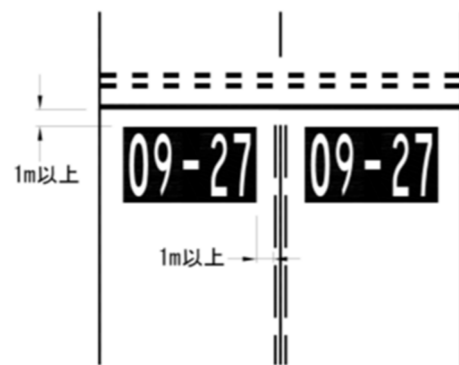


図-3.14.12 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識との関係

(8) 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識**又はグライドパス停止位置標識**との関係を図-3.14.12に示す。

(a) 停止位置標識

(b) グライドパス停止位置標識

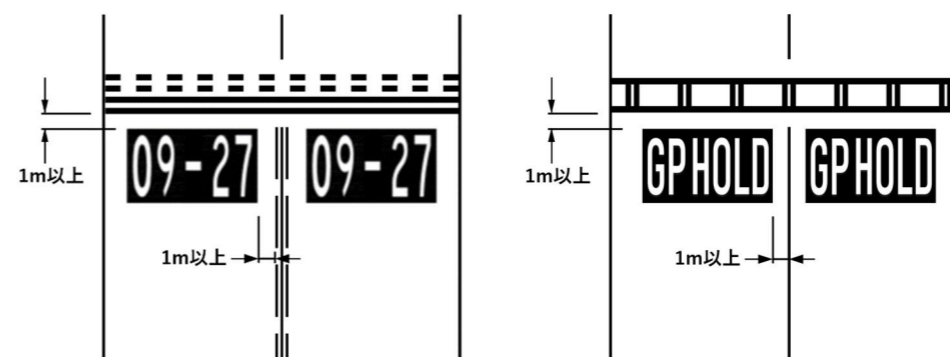


図-3.14.12 停止位置案内標識と誘導路中心線標識及び停止位置標識**又はグライドパス停止位置標識**との関係

停止位置標識を追加

グライドパス停止位置標識を追加

グライドパス停止位置標識を追加

現 行	改 正	備 考
-----	-----	-----

- (8) 停止位置案内標識及び情報標識に使用する数字及び文字の書体及び寸法は、付録-6に示している。
- (9) 複雑な誘導路交差部には、行き先や分岐点灯を示す誘導案内灯（情報表示板）を補助するための情報標識を設置することが望ましい。
- (10) 情報標識及び中間待機位置標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。
- (11) 誘導路縁標識において、誘導路が鋭角（90度未満）に交差している箇所及び航空機が逸脱するおそれのある箇所では、誘導路縁の直角方向に幅0.9mの誘導路縁標識を加えることとしている。
- (12) 誘導路縁標識の例を図-3.14.13に示す。

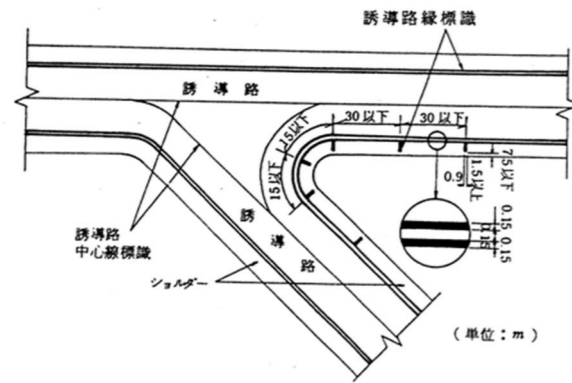


図-3.14.13 誘導路縁標識の例

- (13) 中間待機位置の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。

- (9) 停止位置案内標識及び情報標識に使用する数字及び文字の書体及び寸法は、付録-6に示している。
- (10) 複雑な誘導路交差部には、行き先や分岐点灯を示す誘導案内灯（情報表示板）を補助するための情報標識を設置することが望ましい。
- (11) 情報標識及び中間待機位置標識の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある。
- (12) 誘導路縁標識において、誘導路が鋭角（90度未満）に交差している箇所及び航空機が逸脱するおそれのある箇所では、誘導路縁の直角方向に幅0.9mの誘導路縁標識を加えることとしている。
- (13) 誘導路縁標識の例を図-3.14.13に示す。

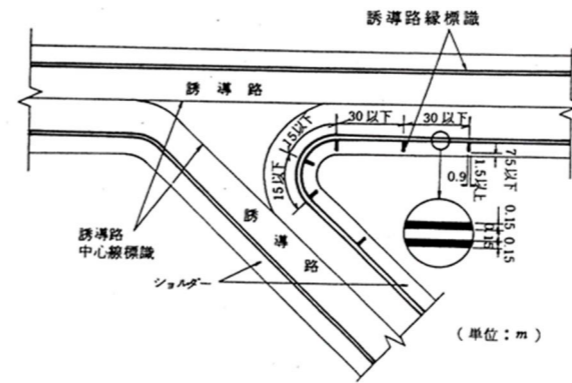


図-3.14.13 誘導路縁標識の例

- ~~(13) 中間待機位置の設置にあたっては、関係者と十分協議する必要がある~~

(11)と重複しているため削除

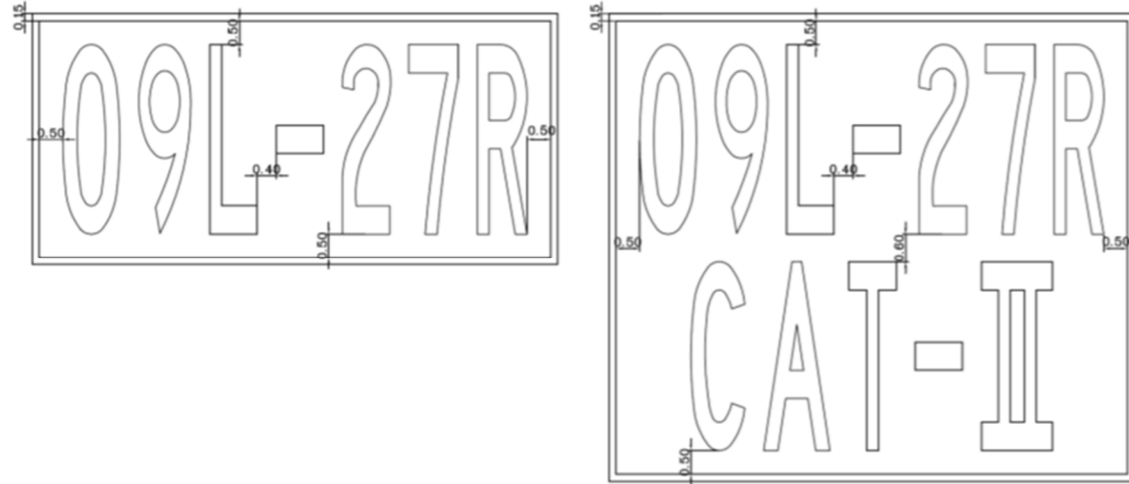
現 行

改 正

備 考

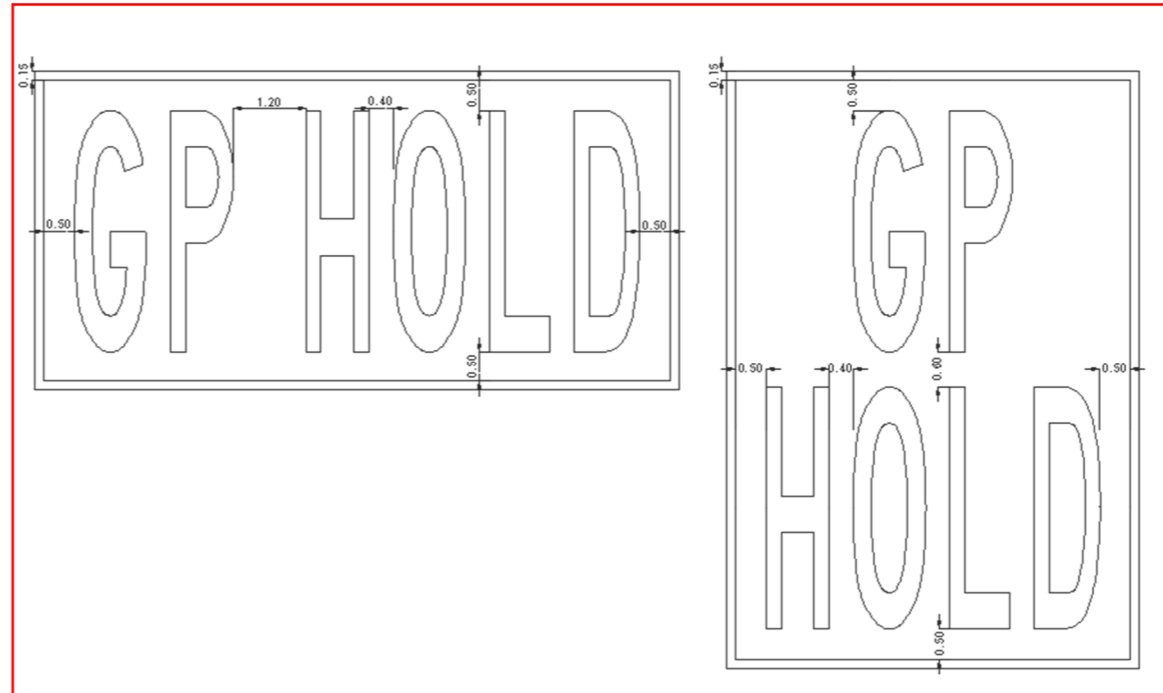
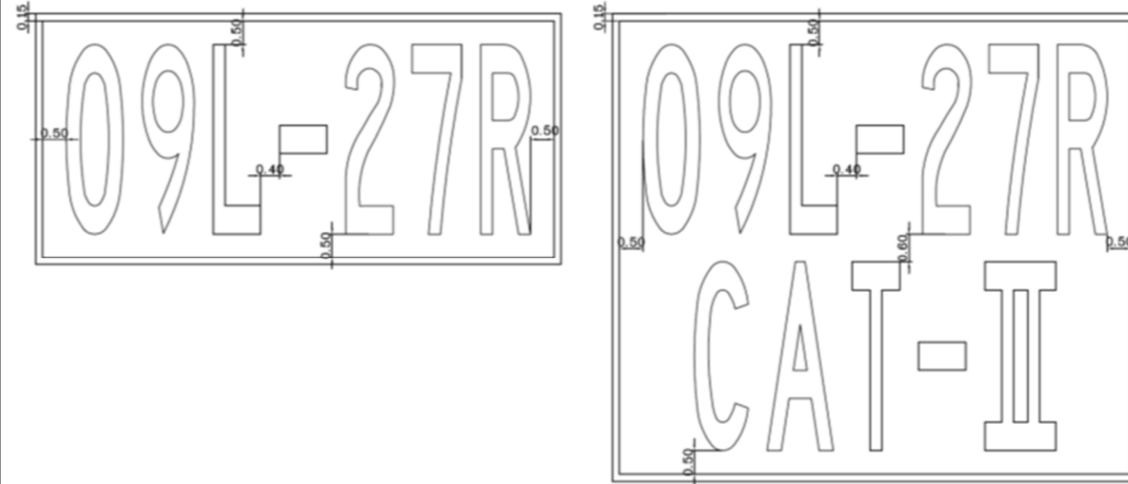
付録-6 停止位置案内標識及び情報標識の例

(停止位置案内標識のレイアウト図)



付録-6 停止位置案内標識及び情報標識の例

(停止位置案内標識のレイアウト図)



グライドパス停止位置標識を追加